

(別紙)

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業の実態等

沼田市は、群馬県の北部に位置し、赤城山や武尊山などの山々に四方を囲まれた、東西に長く、標高は250メートルから2,000メートル余りに及ぶ起伏に富んだ地形で、総面積443.46平方キロメートル、人口約45,000人の自然豊かなまちで、市街地は、市域を南北に貫流する利根川とその支流の片品川・薄根川により形成された日本有数の河岸段丘上に広がっている。

市域の約8割が森林を占め、森林資源を背景に木材関係産業の基盤が進み発展してきた。関越高速自動車道練馬インターから沼田インターまでは120キロメートル約1時間30分。上越新幹線の最寄駅「上毛高原」は東京駅から1時間10分。首都圏における圏央道の整備や県内における埼玉県へのアクセス道路網の整備などにより、物流環境の改善が大きく図られ首都圏へのアクセスにも優れている。

産業構造においては、製造品出荷額を産業分類別に見ると、木材製造業、プラスチック製造業、食料品製造業の順に上位を占める。また、所得水準においては県内でも低く事業所については、卸売業・小売業、飲食サービス業、建設業が上位を占め、その9割以上が中小企業であり、全国と比較するとその割合も高い。

しかしながら、こうした事業所の多くは設備等の更新が進んでいない状態である。人口の年齢構成についても、全国と比較すると年少人口及び生産年齢人口の割合は低く、老年人口の割合は高くなっている。

人口減少や少子化・高齢化が進み、労働力人口や国内需要が減少し、安価な海外製品が流入し国際的な競争が激しくなるなど、市内の産業を支えている中小企業を取り巻く経済や社会の環境は激しさを増しており、現状を放置すると市内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、市内の中小企業者の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、創業支援事業を活用し、起業と事業承継による地域経済の活性化は、緊喫の課題である。そこで、沼田市では中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、下記の目標を実現することを目指す。

(2) 目標

沼田市では、中小企業・小規模企業が地域経済の果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関する基本理念を定め、市の責務、中小企業等の役割を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の基本となる事項を定め、振興施策を総合的に推進し、もって地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上を図ることを目的として、令和4年4月1日に沼田市中心小企業・小規模企業振興基本条例を制定している。また、企業業誘致の促進及び雇用機会の増大を図り、産業の振興及び市民生活の安定向上に資することを目的として、沼田市企業誘致推進条例を制定し、市内の土地を取得し工場等を新增設する企業又は市内の本社機能を移転する企業に助成金を交付する市独自の優遇措置などを講じている。

沼田市は、経営革新等認定支援機関を始めとする支援団体との連携をはかり、先端設備やIT技術等の導入により中小企業者の生産性向上を促し、市内の中小企業の経営基盤の強化及び経営の継続的な発展を図るため、年10件の先端設備等導入基本計画の設定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

沼田市では、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目的とする。

2 先端設備の種類

沼田市の産業は、木材業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの業種で広く中小企業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てを対象とする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

沼田市の産業は、市の中心部から、山間地等の広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は市内

全域とする。

(2) 対象業種・事業

沼田市における産業構造は製造品出荷額では、木材、プラスチック、食料品が上位3位を占め、事業所数では卸売業・小売業、宿泊業、飲食サービス業、建設業の割合が多くなっており、多種多様な産業が市の経済を支えている。

これら多くの産業で事業者の労働生産性の向上を実現するため、本計画において対象とする業種・事業は、全業種、全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進計画の計画期間は、国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組みについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・先端設備等導入計画が認定された中小企業者は、市が必要とした際には計画の進捗状況を報告することとする。
- ・市税等を滞納している者は、対象としない。